

②日常生活圏域と地域包括支援センターの複数設置について

1. 地域包括ケアシステム

医療や介護が必要な方には十分なサービスを提供出来る体制を構築し、可能な限り介護が必要な状態とならないために、地域で生きがいを持って生活していくように環境を整えていく。

<自立支援・重度化防止>

地域の特性や既存のネットワーク（介護・医療従事者・ボランティア等）を活用し、本人及びその関係者が問題意識を共有し、解決のために同じ方向を向いて進める『地域づくり』

2. 日常生活圏域（『地域づくり』をするために適切な範囲）

- ①サービス提供者・住民同士がお互いに支え合える範囲
- ②課題に対して問題意識を共有できる範囲
- ③施策や将来的な介護サービス量を考えていく上での基礎的範囲

**地域ごとの課題と
地域ごとの解決策**

介護保険事業計画	第7期 <H30-R2>	第8期 <R3-R5>
日常生活圏域数(設置区域)	1箇所(市内全域)	4箇所①西枇②新川③清洲④春日

3. 地域包括支援センター

介護・医療・互助サービス等を高齢者の状況や変化に応じて継続的かつ包括的にコーディネート

圏域を複数設置する場合、圏域内の課題に対してその特性を活かしながら、課題解決をしていくこととなる。拠って、高齢者のあらゆる情報が集約され、相談から対応までをワンストップで担い、地域包括ケアの中核であるセンターを、日常生活圏域を考慮し、適切に設置する必要がある。

	令和4年度以降のセンター配置形態	
設置時期	第7期 <H30-R2>	第8期 <R3-R5>
包括支援センター数(設置区域)	1箇所(市内全域)	2箇所①新川・西枇②清洲・春日

※設置は令和4年度を予定

4. 地域包括ケアシステムにおける在宅医療・介護連携推進事業

